

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の公布及び道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）の施行による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

立川市長 酒 井 大 史

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(種別割の税率) 第67条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下の<u>もの（ウ及びオに掲げるものを除く。）</u> 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>（ウに掲げるものを除く。）</u>又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>（ウに掲げるものを除く。）</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ ……略…… (2)及び(3) ……略…… (種別割の減免) 第73条 ……略…… 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書	(種別割の税率) 第67条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下の<u>ものでエ以外のもの</u> 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ ……略…… (2)及び(3) ……略…… (種別割の減免) 第73条 ……略…… 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書

類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第67条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(9) ……略……

3 ……略……

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第73条の2 ……略……

2 前項第1号の定めによって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び

類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(9) ……略……

3 ……略……

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第73条の2 ……略……

2 前項第1号の定めによって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に掲げる特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示及び第5号に掲げる事項を記載することを要しない。

(1)～(4) ……略……

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に定める免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) ……略……

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 ……略……

5 ……略……

6 種別割の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第4項に規定する申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～22 ……略……

(1)～(4) ……略……

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) ……略……

3 ……略……

4 ……略……

5 種別割の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項に規定する申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～22 ……略……

- 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。
- 27及び28 ……略……
- （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
- 第10条の3 ……略……
- 2～13 ……略……
- 14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項に規定する申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。
- 15 ……略……
- 16 ……略……

- 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。
- 27及び28 ……略……
- （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
- 第10条の3 ……略……
- 2～13 ……略……
- 14 ……略……
- 15 ……略……

附 則
（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第67条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

